

住民監査請求に係る監査の結果について

第1 請求の受付

1 請求人 (省略)

2 請求書の提出

令和5年12月12日

なお、令和5年12月14日に追加資料が提出された。

3 請求の内容（山形市職員措置請求書 請求事実 抜粋）

(1) 山形市〇〇〇〇〇△丁目△△番△△号 A氏は駐車場（山形市□□□▲▲番▲▲の土地の一部）を有料駐車場として運営して利益を得ている。

しかし、この駐車場の土地は山形市所有の土地（山形市□□□▲▲番▲）も含まれており、A氏はこの山形市の土地を無断占有し、平成7年5月から現在にいたるまでも駐車代として不当に利益を得ている。

駐車場全体の土地の所有割合がA氏所有持分59%、山形市所有持分41%となっている。

本来ならば、駐車場として利用できない敷地（南北（幅）3.1m×東西（長さ）2.84m=8.80㎡の広さ）なのに、A氏は現在もなお有料駐車場（南北（幅）3.1m×東西（長さ）4.78m=14.818㎡の広さ）として運営し、利用者達から長年に渡り毎月多大な駐車場代を詐取している。

(2) 上記の行為に対し、山形市は黙認し、放置し、山形市民の利益をそこない、近隣の交通の利便を損なっている。当該地の南北の山形市所有地を車両が交互通行できる地域なのに駐車スペースを山形市所有地に違法により西側にスペースを取っているため車両が交互通行できない状態なのだ。このような違法状態を放置し、市民の車社会を危険な状態にすることは許されない。山形市民全体の利益を回復し、安全な交通生活ができるよう山形市に請求する。

(3) 地方自治法第242条にもとづいて、山形市の住民として、山形市の財産の管理・処分において財産の管理を怠る事実があると主張する。よって、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって山形市の被った損害を填補するために必要な措置を講ずべきことをここに請求する。

(注1) 上記(1)駐車場全体の土地の所有割合の記載について、A氏所有持分62%、山形市所有持分38%と、請求人から修正の申し出があった。また、上記(1)駐車場として利用できない敷地の東西（長さ）3.25m、有料駐車場の東西（長さ）5.18mと、請求人から修正の申し出があった。

(注2) 措置請求書の添付書類「公図」「駐車場写真」「御通写し」の内容については、この監査結果への記載を省略した。

4 請求の受理

本件請求については、要件審査において一部住民監査請求の対象とならない行為が認められたものの、地方自治法第242条に規定する所定の要件を具備していると認め、令和5年12月26日付けで受理した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

請求の内容を勘案し、当該下水道用地不法占有の是正、不法占有による交通の利便性低下の是正及び不法占有に係る損害の填補に対する措置請求について、財産の管理を怠る事実に当たるか否かを、監査対象とした。

なお、請求人は、A氏が駐車場運営により不当に利益を得ていること及び駐車場の規格に満たない土地を駐車場としていることについても請求しているが、いずれも本市の財務会計上の行為にはあたらないものであるため、監査の対象としない。

2 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第7項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を与えた。請求人は、令和6年1月4日、1月5日及び1月8日に追加書類及び差替書類を提出し、令和6年1月9日に陳述を行った。

3 監査対象部局

上下水道部 総務課、雨水施設建設室

4 監査の実施方法

関係書類の調査及び現地確認を行うとともに、関係職員から事情を聴取した。

5 監査にあたり事情を聴取した者

上下水道部総務課の課長外3名及び雨水施設建設室の副室長外1名から事情を聴取した。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認（上下水道部の見解）

請求人から提出のあった請求事実に対して、次の(1)から(4)のとおり、上下水道部から文書で回答があった。

(1) 当該下水道用地の概要

当該下水道用地については、山形中部土地改良区の許可を得て土地改良区の所有する土地に昭和53年に雨水管理設を完了し、その後昭和56年に用地を取得した経緯がある。

(2) 当該下水道用地等の地籍調査

当該下水道用地等については、平成30年度地籍調査に伴う現地確認が行われている。

上下水道部は、所有地 山形市□□□▲▲番▲外7筆について、平成30年10月

1 1日に現地立会に臨み境界を確認している。

また、A氏は、所有地 山形市□□□▲▲番▲▲について、平成30年10月16日に現地立会に臨み境界を確認している。

地籍調査の結果については、A氏は令和2年2月6日、上下水道部は令和2年2月21日に閲覧し結果を確認している。

(3) これまでの経過

ア 令和5年8月28日に、請求人が上下水道部総務課に来庁し、下水道用地が有料駐車場として不法占有されているため、不法占有を行わないことを指導するように求められた。

イ 令和5年8月31日に、上下水道部総務課及び雨水施設建設室職員が、現場調査を実施し、雨水管が埋設されている下水道用地にはみ出して駐車されていることを確認した。なお、当該下水道用地について、有料駐車場の一部としてアスファルト舗装されていることも確認した。

ウ 令和5年9月1日に、請求人が上下水道部総務課に来庁し、A氏に対しこれまでの駐車場賃貸料として約4割分の金額を請求するか問われ、総務課では占有を認められる土地ではないことから請求するつもりはない旨回答した。

エ 令和5年9月4日に、上下水道部雨水施設建設室職員が現場を訪問し、A氏に対し、下水道用地の占有停止について口頭指導を行い、A氏から了承を得た。指導の際、占有停止に関する期限は設けなかった。

オ 同日、上下水道部総務課から請求人に対し、上記エのとおり、A氏に口頭指導を行いA氏から了承を得た旨、報告（電話）した。

カ 令和5年9月19日に、請求人が上下水道部総務課に来庁し、A氏への指導後も不法占有が続いているため法的措置を取れないか問われた。法的に撤去の強制ができるか確認する旨回答し、今後のA氏への指導については少し時間が欲しい旨説明し、請求人の了承を得た。

キ 令和5年10月16日に、請求人が上下水道部総務課に来庁し、請求人の弁によれば、「山形地方検察庁に告発状を提出し、訴えることができる内容と認められた。」、また、「今後は建設省（現国土交通省のことを指していると思われる）から違法駐車に対し指導が入ると思うため、上下水道部からA氏への指導は不要」との旨発言があった。この発言を受け、告発状の写しを受領し、当該下水道用地の占有停止に係るA氏への指導について一旦対応を終了した。

なお、受領した書類（告発状及び告発状に対する検察庁からの質問書の写し）に告発を認められたとわかる記載はなかった。

ク 令和6年1月12日に、上下水道部総務課及び雨水施設建設室職員が現場を訪問し、A氏に対し、下水道用地占有停止について、期限を令和6年2月13日と設定し、再度口頭指導を行った。また、原状回復（舗装の剥離）については、期限を設定せず、併せて指導を行った。

A氏から、下水道用地占有停止について、令和6年1月末までに対応する旨、了承を得た。また、原状回復についても、今後対応する旨了承を得た。

ケ 令和6年2月1日に、上下水道部総務課職員が現場を訪問し、下水道用地には、駐車されていないことを確認した。また、A氏から、駐車場賃貸契約は全て終了

した旨回答を得た。

(4) 請求内容に対する全体的な見解

ア 当該下水道用地占有の事実については、令和5年8月に請求人の相談を受け初めて現状を把握したところである。当該下水道用地は、雨水管理設用地であり占有を許可することができない土地であるため、相談後に、A氏に対し、駐車場としての利用を停止するよう口頭により注意を行った。令和6年1月9日に行われた監査委員からの事情聴取後の対応としては、計画として、A氏に対し、再度口頭にて期限を設けた上で履行するよう申し入れ、期限までに履行されない場合は文書により通知することとしている。(土地の明渡しの期限を設定し、裁判などの法的措置をとる旨を明記した内容証明郵便による。)

また、その後も履行されない場合は、不法占有に対して、強制力を持つ法的措置を検討する。

イ 通行の利便性を損なっていることについては、通行に支障があった等の問題は現在まで報告されていないため、通行上問題があったとの認識はしていない。

ウ 損害の填補については、当該土地は雨水管理設用地であり、緊急対応時は掘削する場合も考えられることから占有を許可することができない土地であるため、市が本来得ることができたと思われる、あるいは失ったとされる損害の填補については無いものと判断している。今後、損害の填補が必要と認められる場合は関係法令に基づき適正に対処することも検討していく。

2 判断

以下、請求人からの措置請求に対し判断を述べる。

(1) 下水道用地不法占有の是正について

当該下水道用地占有の事実については、雨水管理設用地であり、後述するように占有を許可することができない土地であることから、不法占有にあたる。地方自治法第242条に定める住民監査請求における違法又は不当に「財産の管理を怠る事実」とは、例えば「公有財産を不法に占有されているにもかかわらず何らの是正措置を講じない場合等をいう。」(昭和38年12月19日行政実例)とされている。下水道用地の不法占有が行われていた事実に対して、上下水道部では、請求人から監査請求が提出されるまでの間、A氏への指導は1回のみであり、不法占有停止期限を設ける等、具体的な指導を行っていなかった。しかし、令和6年1月11日に上下水道部において新たな指導計画が定められ、令和6年1月12日に再度指導を行い不法占有停止期限を令和6年2月13日と設定し指導したこと、また、その後の指導日程や法的措置をとる旨の文書通知、強制力を持つ法的措置を検討するといった計画が示され、実行性がある内容と認められた。また、令和6年2月1日時点において、当該下水道用地は駐車場として不法占有されていないことが、上下水道部により確認されている。

よって、財産の管理を怠る事実は認められないと判断した。

(2) 下水道用地不法占有による交通の利便性低下の是正について

請求人が車両の対面通行ができないと請求している土地は、登記簿上、山形中部土地改良区(登記地目:公衆用道路)及び山形市(登記地目:雑種地)から構成さ

れているものである。山形市が関与している部分については、上下水道部が上下水道部の職務上道路として管理しているものではない。

よって、地方公共団体の財務会計上の行為にはあたらないと判断した。

(3) 下水道用地不法占有に係る損害の填補について

山形市下水道条例第28条において「公共下水道の敷地に物件を設け、継続して公共下水道の敷地を占有しようとする者は、管理者の許可を受けなければならない。」と定められているが、このたびの公共下水道の敷地は雨水管理設用地であり、風水害や地震などの緊急時には掘削して対応する必要があることから、上下水道部は占有許可の申し出があつたとしても許可することができない土地である。

よって、徴収すべき占用料が発生することも有り得ず、占用料の徴収を怠った場合に発生する損害もないことから、損害の填補の問題は生じないと判断した。

3 結論

以上のことから、本件請求については、合議により次のとおり決定した。

本件請求について、不法占有の是正については、下水道用地の不法占有があつた事実は認めるものの、監査請求後に再度指導が行われ不法占有停止期限を定めたこと、また、その期限までに履行されない場合は法的措置をとる旨の文書通知、その後も履行されない場合は、強制力を持つ法的措置を検討する旨の計画が示され、実行性があると判断した。また、令和6年2月1日時点において、当該下水道用地は駐車場として不法占有されていないことが上下水道部により確認されており、財産の管理を怠る事実は認められないため、本件請求には理由がないものと判断し、請求を棄却する。

不法占有による交通の利便性低下の是正については、上下水道部が上下水道部の職務上道路として管理しているものではないため、また、不法占有に係る損害の填補については、占用料の徴収を怠った場合に発生する損害もないことから損害の填補の問題は生じないため、いずれも地方自治法第242条に定める地方公共団体の財務会計上の行為にはあたらないものと判断し、請求を却下する。

4 意見

このたびの下水道用地の不法占有は市民からの相談により判明したものであるが、今後も市民からの情報に耳を傾けるとともにその内容を有効に生かし、用地の適切な管理を行われたい。

また、当事者である市民に対する説明及び対応が不十分であつたことから、このたびの住民監査請求に至っているため、今後は市民に対し、問題の解決に向けた進め方を明確に示し、当事者と共有した上で、より誠実に対応することを要望する。

なお、上下水道部で所有する土地が不法に占有され、その占有者が第三者に対し貸付することによって生じた金銭的利益は、不当利得返還請求の対象と認められる可能性があるものと考えられる。上下水道部は、今後の対応について、慎重に検討されたい。